

議案第59号

守口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案

守口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(守口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 守口市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年守口市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条及び第2条 略 (休職の効果) 第3条 略 2から4まで 略 以下 略	第1条及び第2条 略 (休職の効果) 第3条 略 2から4まで 略 <u>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年をこえない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u> 以下 略

(守口市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 守口市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和27年守口市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(懲戒の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 減給は、1月以上6月以下の期間、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(懲戒の効果)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 減給は、1月以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、基本報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>以下 略</p>
---	--

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する職員及び単純な労務に雇用される一般職の</p>	<p>第1条 略</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市職員(<u>同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15</p>

職員を除く。)をいう。

第3条から第24条まで 略

(非常勤職員等の給与)

第25条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員等」という。)には、給与を支給する。

2 前項の給与は、普通報酬及び特別報酬とする。

3 前項に定めるもののほか、非常勤職員等には、常勤の職員に対して支給する給与は、支給しない。

(普通報酬)

第25条の2 普通報酬の種類は、基本報酬及び超過勤務報酬とする。

2 基本報酬の額は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して月額、日額又は時間額で定めるものとし、それぞれ次の各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(1) 月額で定める場合 給料表に定める2級の最高号給の給料月額に相当する額

(2) 日額で定める場合 前号に規定する額を20.5で除

条に規定する職員及び単純な労務に雇用される一般職の職員を除く。)をいう。

第3条から第24条まで 略

第25条 削除

して得た額

(3) 時間額で定める場合 前号に規定する額を 7.75 で
除して得た額

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常
勤職員等には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間
に対して、勤務1時間につき、当該非常勤職員等の規則で定
める勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えて
した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100
から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その
勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合
は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た
額を超過勤務報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次項の規定によ
り超過勤務報酬が支給されることとなる日を除く。）に
おける勤務

(2) 前号に規定する勤務以外の勤務

4 第16条第4項に規定する休日において、正規の勤務時間
中に勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、当該勤
務の全時間に対して、勤務1時間につき、当該非常勤職員
等の規則で定める勤務1時間当たりの報酬額に100分の12
5から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗
じて得た額を超過勤務報酬として支給する。

5 普通報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規

則で定める日に支給する。

(特別報酬)

第 2 5 条 の 3 消費生活相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、普通報酬のほか、特別報酬を支給することができる。

(1) 月の1日(新たに職員となつた者は、その日)に在職する場合

(2) 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する場合

2 特別報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合 基本報酬の月額に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年守口市条例第27号)附則第8項の規定により読み替えられた第12条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額

(2) 前項第2号に該当する場合 6月1日又は12月1日(以下この号及び次項においてこれらの日を「基準日」という。)現在における基本報酬の月額及び前号の規定により算出した額の合計額に、第19条第2項に規定する基準日ごとの割合(同項各号に定める割合を除く。)に第20条第2項第1号に規定する割合を基準日ごとにそれぞれ合計した割合を乗じて得た額に、基準

日以前6箇月以内の期間におけるその者の規則で定める在職期間の区分に応じ、規則で定める割合を乗じて得た額

3 特別報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に支給する。

(1) 第1項第1号に該当する場合 月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める日

(2) 第1項第2号に該当する場合 それぞれ基準日の属する月において、市長が別に定める日

(非常勤職員等の給与の支給方法等)

第25条の4 前3条に規定するもののほか、非常勤職員等に対して支給する給与の支給方法及び支給制限については、常勤の職員の例による。

(費用弁償)

第25条の5 第13条第1項各号のいずれかに該当する非常勤職員等(規則で定める者を除く。)には、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額については、第13条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「あつては額」とあるのは「あつては額、第2号の職員にあつては上限額」と読み替えるものとする。

<p>3 <u>第1項の費用弁償は、規則で定める日に支給する。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、非常勤職員等が公務のため出張したときは、守口市旅費支給条例（昭和42年守口市条例第13号）の定めるところにより、その費用を弁償する。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>以下 略</p>
---	-------------

(職員退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員退職手当に関する条例（昭和38年守口市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満</u></p>

第2条の2から第8条まで 略

の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第2条の2から第8条まで 略

(勤続期間の計算の特例)

第8条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第3項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第9条から第20条まで 略

附 則

1 から 7 まで 略

第8条の3 第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間には、第2条第3項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第9条から第20条まで 略

附 則

1 から 7 まで 略

8 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

9 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第8条の2の規定の適用に

については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年守口市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第4条まで 略 (補償基礎額) 第4条の2 略 (1)から(3)まで 略 2 略 以下 略	第1条から第4条まで 略 (補償基礎額) 第4条の2 略 (1)から(3)まで 略 (4) <u>給料を支給される者 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める金額</u> 2 略 以下 略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年守口市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 略	第1条 略

(育児休業をすることができない職員)

第2条 略

- (1) 略
- (2) 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員
- (3)から(5)まで 略

(育児休業をすることができない職員)

第2条 略

- (1) 略
- (2) 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に定年に達したことにより退職することとなる職員
- (3)から(5)まで 略
- (6) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が別に定める非

第2条の2 略

常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1）次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職

員の養育する子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児

休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業を
することが継続的な勤務のために特に必要と認めら
れる場合として市長が別に定める場合に該当する場
合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合
は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、
非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の
1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当し
てその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業
をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又
は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものに
あっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用さ
れる日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう
とする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき
とする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6
か月到達日において育児休業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日にお
いて地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休
業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認め

第2条の3 略

第3条から第5条まで 略

(期末手当等の支給)

第5条の2 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)第19条第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第20条第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

られる場合として市長が別に定める場合に該当する場合

第2条の5 略

第3条から第5条まで 略

(期末手当等の支給)

第5条の2 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)第19条第1項 (守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年守口市条例第 号)第14条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員の給与に関する条例第20条第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給を行う日（職員の給与に関する条例第7条第3項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて、その者の号給を調整することができる。

第7条及び第8条 略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 略

(1) 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員

(2)及び(3) 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後最初の昇給を行う日（職員の給与に関する条例第7条第3項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じて、その者の号給を調整することができる。

第7条及び第8条 略

(部分休業をすることができない職員)

第9条 略

(1) 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を請求する日から起算して1年以内に定年に達したことにより退職することとなる職員

(2)及び(3) 略

(4) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員

(部分休業)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）第9条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が別に定める非常勤職員

(部分休業)

第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法第67条の規定による育児時間（次項において「育児時間」という。）又は守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成3年守口市条例第2号）第9条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 1 1 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第 23 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

以下 略

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第 1 1 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第 23 条（守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 17 条において準用する場合を含む。）又は守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 28 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例第 22 条又は守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 16 条若しくは第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

以下 略

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年守口市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条 略 （職員の派遣） 第2条 略 2 略 （1） 略 （2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条第1項</u> に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（規則で定める職員を除く。） （3）及び（4） 略 3 略 以下 略	第1条 略 （職員の派遣） 第2条 略 2 略 （1） 略 （2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条</u> に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員（規則で定める職員を除く。） （3）及び（4） 略 3 略 以下 略

（守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 守口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略

<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号</u>に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(11)まで 略</p> <p>以下 略</p>
---	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年守口市条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>(任期付短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第13条第2項第2号、第15条第2項及び第3項ただし書、<u>第22条並びに第25条第1項</u>の規定の適用については、同条例第13条</p>	<p>第1条から第10条まで 略</p> <p>(任期付短時間勤務職員に係る給与条例の適用除外等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第13条第2項第2号、第15条第2項及び第3項ただし書並びに<u>第22条</u>の規定の適用については、同条例第13条第2項第2号中</p>

第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年守口市条例第25号）第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同条例第15条第2項及び第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、同条例第22条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第2項に規定する任期付常勤職員」と、同条例第25条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

以下 略

「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年守口市条例第25号）第6条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同条例第15条第2項及び第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、同条例第22条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第2項に規定する任期付常勤職員」とする。

以下 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の令和2年3月1日から同月末日までの計算期間における給与及び費用弁償の支給については、第3条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第25条から第25条の5までの規定は、なおその効力を有する。

- 3 第5条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条の2の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。